府中町介護保険事業者における事故発生時等の報告書等の取扱いについて

1. 事故発生時の対応

利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合、利用者の生命、身体および健康を最優先し、迅速、適切かつ誠実に対応してください。また、速やかに利用者家族、関係者事業所、保険者である市町村等に連絡を行うなど、必要な措置をとってください。

利用者が怪我などの状態を正確に伝えられない場合や、事故発生時の状況が確認できない場合などには、必ず医師の診察を受け、事故の再発防止対策をとってください。この際、事故の対応による人員不足等で二次的な事故が発生しないよう注意してください。

1. 事故報告の対象

介護保険法で規定する居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び第１号事業所、老人福祉法で規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム、高齢者の居住の安全確保に関する法律で規定するサービス付き高齢者住宅での介護サービスの提供中に発生した府中町の被保険者に対する事故について、報告してください。

３．報告を要する事故等

（１）利用者が死亡した場合

（２）医師の診断を受け投薬、処置等を行った場合

（３）誤薬、与薬もれ等があった場合

（４）徘徊等により行方不明となった場合

（５）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第１２条に規定される、医師が保健所への届け出が必要な感染症（新型インフルエンザ等感染症は除く）に利用者または職員が感染した場合

（６）その他の事情（職員の不祥事、食中毒の発生等）により利用者のサービス利用に不利益が生じた場合

４．報告の方法

　（１）報告様式

　　　府中町への報告様式には「介護保険事業事故報告書」を使用してください。（府中町HP内でダウンロードできます。）なお、厚生労働省が定めた報告様式、またはこれらの報告書にある記載項目が網羅されている場合は、介護サービス事業所等で独自に使用している様式で報告していただくことも可能です。

　（２）報告先

　　　府中町福祉保健部高齢介護課介護認定係へ電子メール（パスワードを設定すること）、持参または郵送等により報告してください。ＦＡＸで送信していただくことも可能ですが、個人情報保護の観点から氏名等の個人情報の記載は避け、電話等で報告をお願いいたします。第１報については、５日以内を目安に、その時点で可能な限りの内容を記載し提出してください。また、必要に応じて追加報告をしてください。

〒７３５－８６８６

広島県安芸郡府中町大通三丁目５番１号

府中町福祉保健部高齢介護課介護認定係　宛

TEL （０８２）２８６－３２３３

FAX （０８２）２８６－３１９９

E-mail：kkaigo@town.fuchu.hiroshima.jp